

自転車は車両です

ルール違反は罰則が適用されます
ルールを守って正しく乗りましょう



自転車が関係する交通事故は、交通事故全体の2割を占めています。夏休みに入り、子どもの外出する機会も増えていきます。自転車での事故を減らすため、子どもや高齢者の方等に配慮し、ルールを守り安全に自転車を利用しましょう。また、歩行者や車の運転者も自転車のルールを知り、お互いに交通安全に心掛けましょう。



米粉で作ったおいしい食品の紹介・試食会

【日時】8月3日(日)午前11時～午後0時30分
【会場】新宿消費生活センター(高田馬場4-10-2)
【対象】区内在住・在勤の方、50名
【内容】米粉で作ったパン・そば・うどん等の紹介・試食(協力/農林水産省)
【費用】無料
【後援】新宿区
【主催・申込み】電話で8月1日(金)までに、新宿区生鮮三品特販組合組合長・安井(3508)7076へ。先着順。

道路は正しく使いまじょう

8月10日は「道の日」です。8月10日は「道の日」です。

10月1日に施行します

ワンルームマンション条例を改正

区では、平成16年4月にワンルームマンション条例(「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」)を施行し、一定規模以上のワンルームマンションの建築に伴う近隣とのトラブルの防止と、良好な住環境の維持に努めてきました。19年度、「新宿区総合計画(都市マスタープラン)」と「新宿区住宅マスタープラン」を策定し、ワンルームマンションと近隣との調和、高齢者の方等の住まいの安定確保など、住宅・住環境政策の方向性を新たに示したことや、条例で規定している住戸面積の最低限度等の根拠であった国の「第八期住宅建設五箇年計画」が廃止され、18年9月に「住生活基本計画」が策定されたことを踏まえ、ワンルームマンション等の建築・管理に関する基本的事項を見直しました。見直しに当たっては、パブリック・コメント制度(意見公募)でお寄せいただいたご意見を参考にしました。今回は、条例と施行規則の主な改正内容をお知らせします。条例の全文、パブリック・コメント制度で寄せられたご意見と区の考え方は、住宅課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)で配布するほか、新宿区ホームページの住宅課のページでもご覧いただけます。改正後の条例は、条例の施行日(10月1日)以降に建築確認の申請等を行うワンルームマンションについて適用します。

- 【条例・施行規則の主な改正点】
▶住戸の専用面積等
(1)ワンルーム形式の住戸の定義...専用面積が29㎡未満→30㎡未満
(2)住戸面積の最低限度...専用面積が18㎡以上→25㎡以上
(3)家族向け住戸の定義...専用面積が39㎡以上→40㎡以上
▶自動二輪車駐車場の設置...総住戸数の20分の1以上
▶廃棄物保管場所の設置
▶「管理人室の設置」と「管理人の駐在による管理」の基準...ワンルーム形式の住戸が30戸以上→総住戸が30戸以上
▶高齢者の利用に配慮した住戸の設置割合...ワンルーム形式の住戸が30戸以上の場合、ワンルーム形式の住戸の1割以上の設置→ワンルーム形式の住戸の2割以上の設置
▶家族向け住戸の設置割合...「第一種低層住居専用地域」と「その他の地域」に区分し、ワンルーム形式の住戸が30戸以上となる場合に設置する家族向け住戸の設置割合を引き上げる。
【新規追加項目】
▶コミュニティの推進...建築主・所有者等は入居者に対して町会・自治会等に関する案内書等を配布する。また、地域コミュニティの推進に関する区の施策に協力する。

「新宿区定住化の推進に関する指導要綱」を廃止

平成2年2月に施行し、大規模建築物を建築しようとする事業者と住宅の付置について協議し、定住人口の確保・増大に努めてきました。近年、人口や住宅供給数が増加傾向にあること等から、10月1日付で要綱を廃止します。【問合せ】住宅課居住支援係(第1分庁舎6階) ☎(5273) 3567へ。

この機会に、わたしたちの生活に身近な道路の重要性と道路の使用について考えましょう。①道路での作業や不正な使用はやめましょう。②置き看板・商品・のぼり旗や自転車・バイク等の放置は、通行の妨げや事故の原因になります。③不要になった自転車・自動車・家具・電気製品等の道路への不法投棄はやめましょう。【問合せ】交通対策課監察指導係(本庁舎7階) ☎(5273) 3847へ。

3時
【内容】災害時の電話の役割・離れ離れになった大切な人の安否の確認方法を災害用伝言ダイヤル(171)の体験利用を交えて学習
【会場】新宿コズミックセンター
【対象】区内在住・在勤の方、各50名程度
【費用】無料
【申込み】電話か往復はがき・ファックスに記載例(3面参照)のほか、希望講座(①②の別。両方も可)、年齢・性別・ファックス番号(ファックスで応募の方)を記入し、8月21日(必着)までにレガス新宿(勸新地区生涯学習財団)事業一課(〒169-0072大久保3-1-2、新宿コズミックセンター内) ☎(3232) 5121・☎(3209) 1833へ。レガス新宿ホームページ(http://www.regasu-shinjuku.or.jp/) 4-10-17 ☎(5330) 5

374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。
リサイクル講座と牛乳パックから小物作り
【日時】9月9日(火)午前10時～12時
【対象】区内在住・在勤の方、30名
【内容】ペン立て・はさみカバ...小物入れなどを作成
【費用】100円
【持ち物】1ℓの牛乳パック(洗って切り開いたものを7～8枚・切り開かないものを1個)、はさみ・定規・のり・木工用ボンド・筆記用具・下敷き用の新聞紙2～3枚、濃い色・柄の包装紙(B4サイズ以上)3～4枚
【共催】新宿環境リサイクル活動の会
【会場・申込み】往復はがきに記載例(3面参照)のとおり記入し、8月15日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-17) ☎(5330) 5

374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。
ファミリー・サポート・センター会員募集
保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けた方(利用会員)と援助を行いたい方(提供会員)の、会員制の相互援助活動を行っています(登録が必要)。
①利用会員の登録を希望する方
説明会に参加してください(予約制)。
【説明会会場・日時】▼区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)：毎月3回(曜日・時間帯はお問い合わせください)、▼子ども家庭支援センター(中落合2-7-24)：8月23日(出)・9月25日(休)・10月27日(月)、いずれも午前10時30分～12時
【対象】区内在住・在勤で子育ての援助を必要とする、生後43日以上の子どもがいる方、各回10名程度
②提供会員の登録を希望する方
登録前に、センター事務局が実施する講習会(全8回)と①の説明会に参加してください。1回の講習会で受講できなかった科目は、次回の講習会での受講も可能です。
【講習会日時】9月5日(金)・8日(月)・9日(火)・16日(火)、午前10時～午後3時(5日・16日は午前9時30分から)
【会場】新宿消費生活センター(高田馬場4-10-2)。16日(火)は大久保地域センター(大久保2-12-7)
【対象】区内在住・在学の方、18歳以上で、心身ともに健康な方、30名
【費用】2千円(テキスト代)
【申込み】①は電話で、②は往復はがきかファックスに記載例(3面参照)のほか、生年月日

374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。
福祉
再就職支援セミナー
無料職業紹介所「新宿わくわくワーク」が開催
【日時】8月11日(月)午前10時～12時
【対象】おおむね55歳以上の方
【内容】採用される履歴書の書き方、面接の受け方ほか(野村成二・キャリアカウンセラー)
【費用】無料
【会場・申込み】8月8日(金)までに電話または直接新宿わくわくワーク(高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会内) ☎(5273) 4510へ。

374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。
ファミリー・サポート
保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けた方(利用会員)と援助を行いたい方(提供会員)の、会員制の相互援助活動を行っています(登録が必要)。
①利用会員の登録を希望する方
説明会に参加してください(予約制)。
【説明会会場・日時】▼区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)：毎月3回(曜日・時間帯はお問い合わせください)、▼子ども家庭支援センター(中落合2-7-24)：8月23日(出)・9月25日(休)・10月27日(月)、いずれも午前10時30分～12時
【対象】区内在住・在勤で子育ての援助を必要とする、生後43日以上の子どもがいる方、各回10名程度
②提供会員の登録を希望する方
登録前に、センター事務局が実施する講習会(全8回)と①の説明会に参加してください。1回の講習会で受講できなかった科目は、次回の講習会での受講も可能です。
【講習会日時】9月5日(金)・8日(月)・9日(火)・16日(火)、午前10時～午後3時(5日・16日は午前9時30分から)
【会場】新宿消費生活センター(高田馬場4-10-2)。16日(火)は大久保地域センター(大久保2-12-7)
【対象】区内在住・在学の方、18歳以上で、心身ともに健康な方、30名
【費用】2千円(テキスト代)
【申込み】①は電話で、②は往復はがきかファックスに記載例(3面参照)のほか、生年月日

374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。